

企業立地促進条例の実績と今後について

平成 16 年 4 月の制定以来、本市の企業立地促進施策の中心的役割を担ってきた「企業立地促進条例」は、日産自動車や富士ゼロックスなど我が国を代表する企業の横浜立地を実現させたほか、中小企業をはじめとする既存企業の新事業展開や事業拡張に伴う再投資を後押しするなど、中長期的に本市の経済・財政を支える企業の立地促進に大きな役割を果たしてきました。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年には当初 5 年間だった適用期間を 3 年間延長し、引き続き本市経済の活性化と中長期的な財政基盤の確保に向けて取り組んできましたが、今年度末をもって延長した適用期間の期限を迎えることから、本条例による企業立地の実績と成果、並びに今後の企業立地促進施策に関する検討状況についてご報告します。

1 これまでの企業立地促進条例の概要

特定地域で一定の条件を満たす事業所（事務所、研究所、工場）の設置等の事業計画を実施する者を認定し、市税（固定資産税及び都市計画税）の軽減措置と助成金の交付を行います。

(1) 特定地域（9 地域）

① 業務系地域（5 地域）

みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域

② 工業系地域（4 地域）

京浜臨海部地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、内陸北部工業地域

(2) 支援措置

第 1 期（5 年間） ＜適用期間：平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月＞		第 2 期（3 年間） ＜適用期間：平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月＞	
事業内容	支援内容等	対応	支援内容等
研究所・工場建設	○投資額 10 億円～50 億円未満 (中小企業 1 億円～5 億円未満) → 税軽減のみ	継続	◎助成金の内容を見直し 助成金： ・投資額の 10%（研究所） 8%（工場・自社ビル） ・上限 20 億円（土地・家屋等各 10 億円）
自社ビル建設	(税軽減：固定資産税・都市計画税 税率 1/2 (5 年間))	継続	
賃貸ビル建設	○投資額 50 億円～(中小企業 5 億円～) → 税軽減及び助成金 (助成金：投資額の 10%の助成金、 上限 50 億円)	廃止	
テナント		新設	◎新たにテナント支援を開始 助成金：法人市民税（法人税割） 1/2 相当額（上限 1 億円×3 年）

2 実績と効果

(1) 認定実績（平成 23 年 11 月末現在）

これまで 73 件の事業計画を認定しました。（大企業 55 件、中小企業 18 件）

【認定事業計画の地域別・立地形態別内訳】

※（ ）内は中小企業数

認定 件数	第 1 期			第 2 期		
	業務系	自社ビル、研究所	14 件 (3 件)	業務系	自社ビル、研究所	2 件(1 件)
		賃貸ビル	6 件 (1 件)		テナント	9 件(0 件)
	工業系	工場、研究所	37 件(13 件)	工業系	工場、研究所	5 件(0 件)
		合計	57 件(17 件)		合計	16 件(1 件)

(2) 雇用効果 (平成 23 年 1 月現在) ※ 事業開始済の 54 件が対象

	平成 23 年 1 月	事業開始前との比較	22 年 1 月との比較
市内雇用者数	28,550 人	20,687 人増	12,904 人増
うち市民雇用者数	10,935 人	—	3,837 人増

(3) 市内への発注状況 (平成 23 年 1 月現在) ※ 事業開始済の 54 件が対象

- ・ 建設等の発注額 約 2,360 億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約 2,150 億円 (91%) となっています。
- ・ 事業活動に伴う年間発注額 約 3,130 億円のうち、市内・準市内企業への発注額は約 650 億円 (20%) となっています。

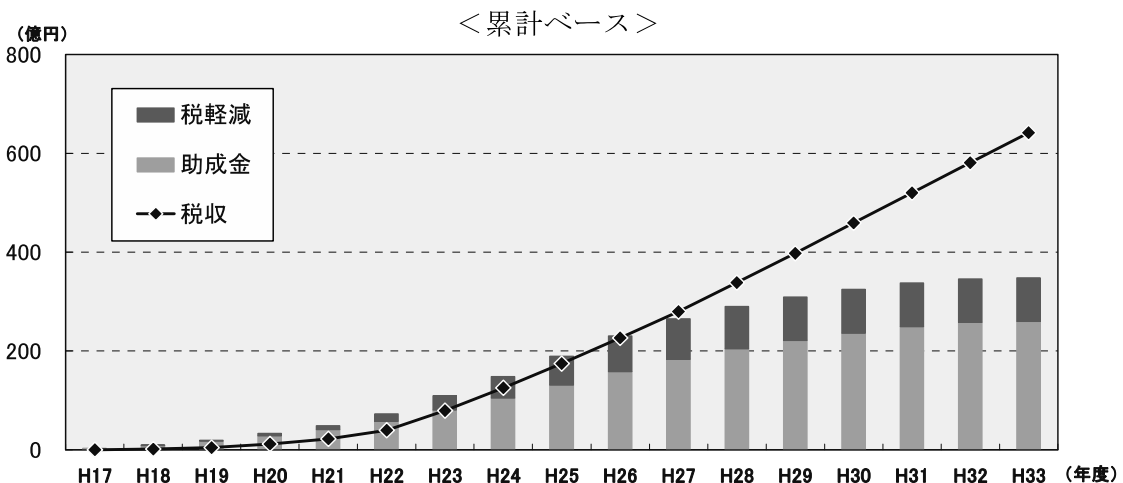
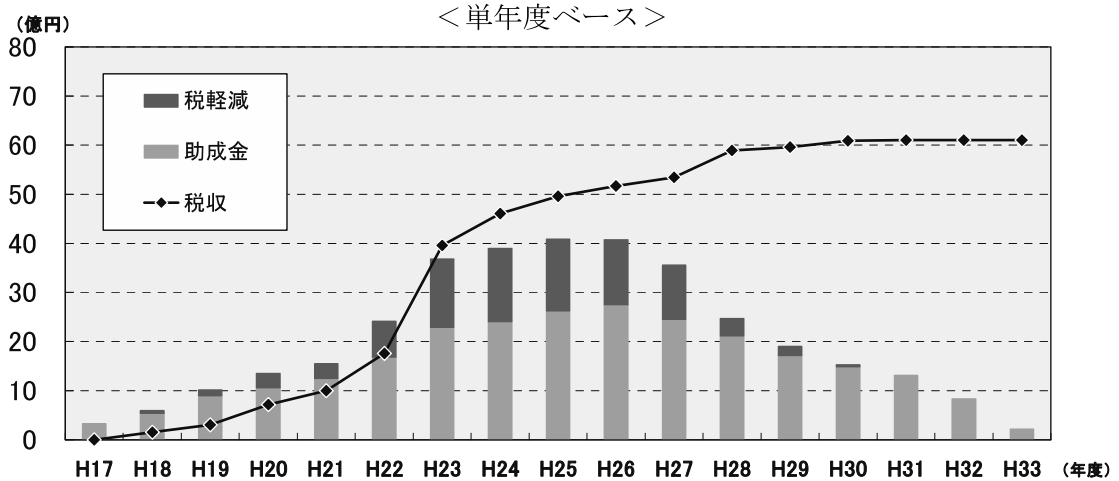
(4) 経済波及効果 (認定時における試算の累計)

認定企業 73 件による経済波及効果は、建設等に伴うもので約 4,600 億円、事業活動に伴うもので約 1 兆 1,000 億円となっています。

(5) 支援額と税収額

- ・ 認定企業 73 件に対する予定支援額は、約 351 億円となっています。(助成金：約 263 億円、税軽減：約 88 億円)
- ・ 認定企業 73 件の税収額 (※) は、約 642 億円となる見込みです。(平成 33 年度まで)
※ 平成 22 年度まで：税収実績、平成 23 年度以降：実績に基づく見込額

【支援額と税収額の年度別推移】



3 今後の企業立地促進施策

(1) 企業立地を取り巻く環境

- ① 羽田空港の国際化に伴い、海外とのアクセスが飛躍的に向上しました。
- ② アジア諸国の経済成長によって我が国の立地競争力が相対的に低下している状況を受け、国では、グローバル企業（特定多国籍企業）を対象に日本のアジア拠点化に向けた支援策を実施しています。

【参考】国のアジア拠点化推進施策

アジア拠点化立地補助金（H22～）：最大 10 億円（助成率：大企業 1/3、中小企業 1/2）

アジア拠点化推進法案（国会審議中）：法人税の所得控除 20%、5 年間

- ③ 企業活動のグローバル化が加速し、企業の再編・集約の動きが活発化しています。また、円高等による影響から、企業の海外移転の動きも懸念されています。
- ④ 業務系地域では、空室率の上昇に対応する必要があることに加え、今後東京都区内において業務床が大量に供給される見込みであり、競争環境は一層厳しさを増すことが想定されます。

【参考】横浜ビジネス地区の平均空室率等

平均空室率：12.31%（H23.10）← 8.14%（H21.10）← 6.67%（H18.10）

業務床の供給面積（H23～H25）：横浜 約 6 万 2 千坪（東京 約 80 万坪）

(2) 今後の方向性

人口減少社会の到来によって市内人口の減少や経済活動の縮小が懸念される中、福祉や子育てなどの市民サービスを確実に提供し続けていくためには、法人関係の市税を安定的に確保し、本市の財政基盤を強化していくことが必要です。

このことから、企業の立地（投資）を促す本条例の適用期間を平成 26 年度まで延長（3 年間）することとします。併せて、これまでの実績や企業立地を取り巻く環境を踏まえて支援対象や助成率等の見直しを行い、メリハリのある支援内容とします。

(3) 次期条例のねらいと支援内容の検討状況

- ① 羽田空港の国際化などにより高まった横浜の優位性を活かすため、横浜経済の活性化と都市ブランドの向上等に大きく寄与するグローバル企業（多国籍企業）の立地促進を図ります。
⇒ グローバル企業の特例を設け、助成金の助成率や上限額等を上げます。
- ② 地域経済への経済波及効果とともに、関連会社の集積などが期待できる本社機能のさらなる集積を図ります。
⇒ 本社機能の有無に応じて、事務所の助成率を見直します。
- ③ 資産を保有する形態から賃借する形態へと転換が進む時機を捉えたテナント誘致の実績を踏まえ、テナント誘致の取組を強化します。
⇒ 法人市民税（法人税割）2 分の 1 相当額の助成金を拡充します。
- ④ 既存企業の市外流出を防ぐため、工場の新設や今後成長が見込まれる産業分野への設備投資など、引き続き市内再投資を支援します。
⇒ 工場の再投資に関して、中小企業については現行の支援を継続します。大企業については今後成長が見込まれる産業分野に重点を置いて支援します。
- ⑤ 市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大をより一層推進するため、企業の努力を促す仕組みを導入します。
⇒ 市民雇用や市内発注の取組実績に応じて、助成金を上乗せします。

【参考】本市と他都市の制度比較

	自社ビル・研究所・工場			テナント		
	支援内容	助成上限額		支援内容	助成上限額	
			県府併給			県府併給
横浜市	投資額 8%・10%	20 億円	—	法人市民税 1/2 相当額 (1 億円×3 年間)	3 億円	—
東京都	—	—	—	—	—	—
川崎市	投資額 10%	10 億円	—	—	—	—
相模原市	投資額 10%	10 億円	—	—	—	—
千葉市	固定資産税・都市 計画税相当額	25 億円	95 億円	賃借料 8 か月分	3 百万円	—
さいたま市	投資額 10%	10 億円	11 億円	賃借料 3 か月分	6 百万円	—
大阪市	投資額 5%	30 億円	60 億円	賃借料 8 か月分	6 千万円	1 億 2 千万円
福岡市	投資額 10%	10 億円	30 億円	賃借料 16 か月分	1 億円	—

【参考】特定地域別の認定実績

